

令和6年度

地域の食品産業ビジネス創出プロジェクト支援事業

公 募 要 領

令和7年3月

株式会社船井総合研究所

Ver. 1.0

第1 総則

令和6年度地域の食品産業ビジネス創出プロジェクト支援事業（以下「本事業」）に係る公募の実施については、この要領に定めるものとします。

第2 趣旨

本事業は、食品産業が農林水産業等と連携し、持続的な食料システムを確立するため、多様な関係者の連携を推進するプラットフォームを構築・活用し、地域の食品企業や農林漁業者等が参加するコンソーシアムにおいて、国産原材料の活用等の付加価値向上に向けた新しい食品ビジネスを創出する取組を支援します。

第3 事業概要

本事業は、食品産業が農林水産業等と連携し、持続的な食料システムを確立するため、多様な関係者の連携を推進するプラットフォームを構築・活用し、地域の食品企業や農林漁業者等が参加するコンソーシアムにおいて、国産原材料の活用等の付加価値向上に向けた新しい食品ビジネスを創出する取組を支援することを目的に実施します。本事業では、この取組の支援を要望する事業者を募集し、取組にかかる経費の一部を補助するものです。

第4 応募者の要件

本事業に応募することができる者は、別表1第2欄に掲げる者であって、次の全ての要件を満たすものとします。なお、本公募では、別表1第1欄の①の事業の事業実施者を募集します。

1. 本事業を行う意思及び具体的計画並びに本事業を的確に実施できる能力を有する者であること。
2. 本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する者であって、定款、役員名簿、団体の事業計画書・報告書、収支決算書等（これらの定めのない者にあつては、これに準ずるもの）を備えているものであること。
3. 本事業により得られた成果（以下「事業成果」という。）について、その利用を制限せず、公益の利用に供することを認めること。
4. 日本国内に所在し、本事業全体及び交付された補助金の適正な執行に関し、責任を負うことができる者であること。
5. 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事その他の経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員ではないこと。

第5 補助対象経費の範囲

対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、事業ごとにそれぞれ別表1第3欄に掲げる本事業に直接必要となる経費であって、地域の食品産業ビジネス創出プロジェクト支援事業実施要領別表2に定める費目ごとに整理するとともに、証拠書類により本事業の対象として明確に区分できるものに限ります。

応募に当たっては、本事業期間中における所要額を算出していただきますが、実際に交付される補助金の額は、申請書類に記載された事業実施計画等の審査の結果に基づき決定されることとなりますので、必ずしも所要額とは一致しません。

また、所要額に補助事業に要する人件費（補助事業に直接従事する者の直接作業時間に対する給料その他手当）を計上する場合には、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付22経第960号大臣官房経理課長通知）に基

づき、算定してください。

第6 申請できない経費

次の経費は、事業の実施に必要なものであっても、所要額に含めることができません。

1. 本事業の業務（資料の整理・収集、調査の補助等）を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費
2. 事業の期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費
3. 補助金の交付決定前に発生した経費
4. 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額。）
5. その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費

第7 補助金額及び補助率

補助金額の上限は、事業ごとにそれぞれ別表1第4欄に掲げるとおりとし、この範囲内で事業の実施に必要な経費（別表1第1欄の①及び③については定額、別表1第1欄の②については1/2以内）を助成します。なお、補助金額については、補助対象経費等の精査により減額することがあるほか、補助事業で収益を得る場合には、当該収益分に相当する金額の返還が必要となるときがあるので留意してください（第13第4項を参照）。

第8 補助事業の実施期間

本事業の実施期間は、補助金の交付決定の日から令和8年2月16日(月)までとします。

第9 申請書類（事業実施計画書等）の作成及び提出

1. 申請書類（事業実施計画書等）の作成
提出すべき申請書類（事業実施計画書等。以下「事業実施計画書等」という。）は、次のとおりとします。
 - (1) 事業実施計画書（別紙様式1-1）
提案の内容は、第2の趣旨、第3の事業概要及び第5の補助対象経費の範囲に照らして適当なものであることとする。
 - (2) 応募者の概要（個人または団体概要等）が分かる資料（パンフレット等）
 - ① 応募者が民間企業である場合にあっては、定款、営業経歴（沿革）、直前3か年分の決算（事業）報告書その他必要に応じ財務状況に関する資料
 - ② 応募者が民間企業以外の者である場合にあっては、定款及び直前3か年分の決算（事業）報告書並びにその他必要に応じ財務状況に関する資料
 - ③ 応募者が法人格を有しない団体である場合にあっては、当該団体の概要（別紙様式1-2）

※上記に掲げる資料が存在しない場合は、それに準ずる資料を提出してください。なお、審査、交付などの各段階において、追加で資料提出を依頼する場合があります。

2. 事業実施計画書等の提出期限

令和7年3月26日(水)～令和7年4月23日(水)（17:00必着）

3. 事業実施計画書等の提出に当たっての注意事項

- (1) 事業実施計画書等は、様式に沿って作成してください。
- (2) 提出した事業実施計画書等は、変更することができません。
- (3) 事業実施計画書等に虚偽の記載をした場合は、審査対象となりません。
- (4) 応募者の要件に該当しない者が提出した事業実施計画書等は、無効とします。
- (5) 事業実施計画書等の作成及び提出にかかる費用は、応募者の負担とします。
- (6) 事業実施計画書等の提出は、原則として電子メールによることとします。郵送若しくは宅配便（バイク便を含む。）又は持参、FAXによる提出は、受け付けません。
- (7) 事業実施計画書等をメールで送付する際は、件名を「令和6年度地域の食品産業ビジネス創出プロジェクト支援事業申請書（申請者名）」としてください。事業実施計画書等は、資料毎に電子データにまとめ、提出してください。なお、電子メールに添付するファイルは、圧縮せずに、1メール当たり5メガバイト以下とするとともに、複数の電子メールとなる場合には、「令和6年度地域の食品産業ビジネス創出プロジェクト支援事業公募申請書（申請者名）・その〇（〇は連番）」と記載してください。
- (8) 提出後の事業実施計画書等については、採択、不採択にかかわらず返却しませんので、御了承ください。
- (9) 提出された事業実施計画書等については、秘密保持には十分配慮するものとし、審査以外には無断で使用することはありません。
- (10) 本事業に関する問い合わせ先は、次のとおりです。
〈問い合わせ先事務局〉
事務局名称：全国プラットフォーム事務局
メールアドレス：foodsystem-platform@funaisoken.co.jp

第 10 補助金交付候補者の選定

提出された事業実施計画書等については、次の1から3までに掲げるとおり、株式会社船井総合研究所が設置する公募選考委員会（以下「公募選考委員会」という。）において、別表2に掲げる評価基準に基づく審査を行い、事業実施者の候補（以下「補助金交付候補者」という。）を選定するものとします。

1. 審査の手順

審査は、以下により実施します。

(1) 書類確認

株式会社船井総合研究所が提出された申請書類に記載された応募要件及び申請書類の内容について確認し、必要に応じて問合せをいたします。

なお、第4に規定する応募要件を満たしていないものについては、以降の審査の対象から除外されます。

(2) 事前整理

株式会社船井総合研究所において、提出された申請書類に係る事前整理を行います。また、必要に応じ、提案会を行う場合があります（提案会は非公開とし、特段の事由なく欠席された場合には、申請を辞退したものとみなします。必要な旅費は、提案者の負担とします。）。提案会には、外部有識者が加わる場合があります。

(3) 公募選考委員会による審査

(2)の事前整理を踏まえ、公募選考委員会において審査を実施し、応募者から補助金交付候補者を選定します。

2. 審査の観点

審査は、事業実施者の適格性、事業内容及び実施方法、事業の効果及び行政施策等との関連性等を勘案して総合的にを行います。

なお、事業実施計画書の提出から過去3年以内に、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第17条第1項又は第2項に基づき交付決定の取消があった補助事業等において、当該取消の原因となる行為を行った事業実施者は、本事業に係る事業実施者の適格性の審査においてその事実を考慮するものとします。

3. 審査結果の通知

- (1) 株式会社船井総合研究所は、補助金交付候補者となった応募者に対してはその旨を、それ以外のお応募者に対しては補助金交付候補者とならなかった旨を、それぞれ通知します。

審査結果の通知については、補助金交付候補者には補助金交付の候補者となった旨をお知らせするものであり、補助金の交付は、別途、必要な手続を経て、正式に決定されることになります。

- (2) 公募選考委員会の議事及び審査内容については、非公開とします。また、審査委員は、審査において知ることのできた秘密について、委員の職にある期間のみならず、その職を退いた後についても第三者に漏えいしないという、秘密保持の遵守が義務付けられています。

なお、補助金交付候補者の選定に係る審査の経過、審査結果等に関する問合せにはお答えできませんので、あらかじめ御了承ください。

第 11 交付決定に必要な手続等

補助金交付候補者は、株式会社船井総合研究所の指示に従い速やかに、持続的な食料システム確立緊急対策事業補助金交付等要綱及び地域の食品産業ビジネス創出プロジェクト支援事業実施要領並びに株式会社船井総合研究所が別に定める実施規程に基づき、補助金の交付を受けるために提出する交付申請書及び事業実施計画書（以下「申請書等」という。）を株式会社船井総合研究所に提出していただきます。申請書等を株式会社船井総合研究所が審査した後、問題がなければ交付決定通知を行います。

なお、申請書等の内容については、必要に応じて修正していただくことがあります。

第 12 重複申請等の制限

同一の提案内容で他の事業（農林水産省又は他省庁等の補助事業等）への申請を行っている場合には、申請段階（補助金交付候補者として選定されていない段階）で本事業に応募することは差し支えありませんが、他の事業への申請内容及び他の事業の選定の結果によっては、本事業の審査の対象から除外され、若しくは補助金交付候補者の選定の決定若しくは補助金の交付決定が取り消されることがあります。

第 13 事業実施者の責務等

事業実施者は、事業の実施及び交付される補助金の執行に当たり、次の条件を遵守してください。なお、事業実施者が行う行為は、事業実施者の責任において行い、株式会社船井総合研究所は、一切の責任を負わないものとします。

1. 事業の推進

事業実施者は、公募要領及び株式会社船井総合研究所が別に定める実施規程等を遵守し、事業全体の進行管理、事業成果の公表等、事業全般についての責任を負うこととなります。特に、交付申請書の作成、計画変更に伴う各種承認申請書の提出、報告書の提出等については、適時適切に行ってください。

2. 補助金の経理

交付を受けた補助金の経理（預金口座の管理、会計帳簿への記帳・整理保管、管理等をいう。以下同じ。）の実施に当たり、次の点に留意する必要があります。

- (1) 事業実施者は、交付を受けた補助金の経理に当たり、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「交付規則」という。）に基づき、適正に執行すること。
- (2) 事業実施者は、補助金の経理を、他の事業等と区分し、事業実施者の会計部署等において実施すること。なお、特殊な事情により、当該事業実施者の会計部署等に補助金の経理を行わせることができない場合には、国内に居住し、各事業実施者が経理能力を有すると認める者（学生を除く。）に経理を行わせ、公認会計士又は税理士に経理状況について定期的に確認を受けるなど、適正な執行に努めること。
- (3) 事業実施者は、補助事業の完了後、株式会社船井総合研究所に対して、株式会社船井総合研究所が別に定める実施規程等に基づく実績報告書を提出すること。
- (4) 事業実施者は、金融機関等から借入を行う場合には、事業計画の応募申請に併せて、借入計画について金融機関等と事前相談を行ったことが分かる書類（借入金融機関名（支店名）、担当者名、連絡先、相談月日等を明記したもの）を提出するとともに、借入計画に変更が生じたときは、当該変更の内容及び変更に伴う対応方針について、株式会社船井総合研究所に報告すること。

事業実施者が自己負担分の確保ができず、補助事業の遂行ができないことが明らかな場合には、適正化法第 10 条による交付決定の取消しを行うことがあること。また、株式会社船井総合研究所は、事業実施者の同意を得て、金融機関等に当該借入の審査状況の確認を行うことがあること。

3. 特許権等の帰属

本事業を実施することにより特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、商標権、意匠権、意匠登録を受ける権利、著作権、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利及び育成者権（以下「特許権等」という。）が発生した場合には、その特許権等は、事業実施者に帰属しますが、特許権等の帰属に関し、次の条件を守っていただきます。

また、事業の一部を事業実施者から受託する者にあっても同様に次の条件を守っていただきます。

- (1) 本事業において得た成果に関して特許権等の出願又は取得を行った場合には、その都度遅滞なく株式会社船井総合研究所に報告すること。
- (2) 国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求める場合には、無償で当該権利を国に許諾すること。

4. 収益状況の報告及び収益納付

本事業の収益の状況については、株式会社船井総合研究所が別に定める実施規程等に従い収益の状況を報告することとし、相当の収益を得たと認められるときは、交付を受けた補助金の額を限度として、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を、株式会社船井総合研究所を通じて国に納付していただきます。

5. 事業成果等の報告及び発表

事業成果及び交付を受けた補助金の使用結果については、本事業終了後、株式会社船井総合研究所が別に定める実施規程等に基づき必要な報告を行うこととなります。事業成果は事業期間（3 年）の最終年度を目標年度とし、目標年度まで成果状況を提出いただきます。また、事業期間中及び終了後に行う事後評価、追跡調査については必要に応じて株式会社船井総合研究所と協力して実施できることとします。また、農林水産省は、あらかじめ事業実施者にお知らせした上で、報告のあった事業成果を公表できるも

のとします。

6. 国及び株式会社船井総合研究所による事業成果等の評価に係る協力

本事業終了後、次年度以降の政策立案等に反映させるため、事業成果の波及効果、その活用状況等に関して、必要に応じて、国及び株式会社船井総合研究所による評価を行います。その際、ヒアリング等の実施について協力をお願いすることがあります。

第 14 補助事業における利益等排除

補助事業において、補助対象経費の中に事業実施者の自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事を含む。）がある場合には、補助対象事業の実績額の中に事業実施者の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法如何に関わらず、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられることから、以下のとおり利益等排除方法を定めます。

1. 利益等排除の対象となる調達先

事業実施者が以下の（１）から（３）までの関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合又はいわゆる下請会社の場合を含む。）は、利益等排除の対象とします。

- （１）事業実施者自身
- （２）１００％同一の資本に属するグループ企業
- （３）補助事業者の関係会社（事業実施者との関係において、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年 11 月 27 日大蔵省令第 59 号）第 8 条の親会社、子会社及び関連会社並びに事業実施者が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいい、上記（２）を除く。以下同じ。）

2. 利益等排除の方法

（１）事業実施者の自社調達の場合

原価をもって補助対象額とします。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいいます。

（２）１００％同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できるときは、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたいときは、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は 0 とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

（３）事業実施者の関係会社からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計額以内であると証明できるときは、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたいときは、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は 0 とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

注）「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明していただきます。また、その根拠となる資料を提出していただきます。

第 15 公示

この公募要領に定めるもののほか、個別の事業の公募に関し必要な事項については、公示のとおりです。公示は、株式会社船井総合研究所のホームページ（URL：<https://webmarke.funaisoken.co.jp/FSP/lp/>）に掲載されます。

別表 1

第 1 事業内容	第 2 応募者等の要件	第 3 補助対象経費の範囲	第 4 補助金額 の上限	第 5 補助率
①地域連携推進コンソーシアム （以下「地域コンソーシアム」という。）の運営 地域の食品企業と農林漁業者等の関係者が連携・協調する地域コンソーシアムを構築し、付加価値向上に向けた新たな食品ビジネス創出のために行う、以下の（ア）～（キ）に掲げる取組。 （ア）地域コンソーシアムの設置・運営 補助事業の運営を行う事務局として、地域コンソーシアムを設置し、運営する。また、食品等事業者を中心とした多様な関係者の地域コンソーシアムへの参画を促す取組を行う。 （イ）情報発信 地域コンソーシアムの取組について情報発信を行い、その取組の進展に資するよう、事業者等の地域コンソーシアムへの参画を促す	地域コンソーシアム（1の都道府県を区域として設置され、食品製造業者、食品加工業者、食品卸売業者、食品仲卸業者、食品小売業者、中食事業者又は外食事業者（以下「食品等事業者」という。）、農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体、金融機関、大学、試験研究機関、商工会・商工会議所等の商工系団体、農業・産業振興公社、物流業者、機械製造業者、情報通信機械製造業者、情報サービス業者、都道府県等の多様な関係者により構成されるコンソーシアムであって、環境負荷低減や国産原材料の活用等の付加価値向上に向けた取組を行うものをいう。）の代表者であること。ただし、代表者は都道府県以外の者とするこ と。 なお、地域コンソーシアムでは、都道府県を構成員として事業に参画させることを必須とする。	①地域コンソーシアムの運営費 （ア）地域コンソーシアム設置・活動費（会場借料、資料印刷費、通信費、消耗品費、事務局旅費、通信機器類等リース料、管理運営費（人件費）等） （イ）情報発信費（ホームページ作成・運営費等）	6,000 千円 以内	定額

ため、ホームページの構築・運営を行う。 (ウ) 研修会の開催 コーディネーター及び専門家による、持続的な食料システム確立に向けた連携・協調の意義や地域コンソーシアムの参画者を対象とした食品ビジネスの創出等の意識醸成等に資する講義を年に1回程度開催する。 (エ) 課題検討会の開催 食品ビジネスの創出等を検討するため、課題別に検討会を開催する。開催に当たっては、検討するテーマを設定して、テーマごとに課題検討会を組成し、年に2回程度開催する。 (オ) 地域戦略マッチングの実施 (エ)の課題検討会での検討結果を基にした新たな食品ビジネス及び地域型協調領域実証（以下「新たな食品ビジネス等」という。）の戦略構想を検討する会議及び食品ビジネスの創出等を担う事業者と関係者のマッチングを年2回程度実施する。 実施に当たっては、原則としてコーディネーター及び専門家の派遣を受けて、指導・助言を得るものとする。		(ウ) 研修会の開催経費（会場借料、資料印刷費、通信費、消耗品費、講師謝金、講師旅費、事務局旅費、管理運営費（人件費）等） (エ) 課題検討会の開催経費（会場借料、資料印刷費、通信費、消耗品費、専門家謝金、専門家旅費、事務局旅費、管理運営費（人件費）等） (オ) 地域戦略マッチングの運営経費（会場借料、資料印刷費、通信費、消耗品費、専門家謝金、専門家旅費、事務局旅費、管理運営費（人件費）等）		
---	--	--	--	--

(カ) 専門家による相談・助言等の支援 新たな食品ビジネスの発展・拡大に向けて、支援機関等の専門家による相談体制を整備し、食品ビジネスの創出等に取り組む食品等事業者に対する相談会を年に1回開催する。 (キ) プロジェクト等支援 株式会社船井総合研究所が全国規模で構築するプラットフォーム（以下「全国プラットフォーム」という。）と連携し、次に掲げる事業に対する支援を実施する。 a 事業実施者が行う新たな食品ビジネス等の事業計画の策定及び実施に係る支援 b 事業実施者が行う地域型協調領域実証の事業計画の策定及び実施に係る支援 c 新たな食品ビジネス等におけるクラウドファンディングのプロジェクトページ作成等の支援 注1) (ウ)は8月中までを目途に開始が見込まれるものとする。 ②新商品等開発・販路開拓 地域コンソーシアムにおいて創出された新商品等について、食品等事業者が農林漁業者等と連携し、試作品の製造や・販路開拓に	地域コンソーシアムの構成員である食品等事業者とし、株式会社船井総合研究所が別に定める実施規程に掲げる要件を満たすこととする。また、本表第1の①の事業を実施する者とは別の	(カ) 食品ビジネスの規模拡大、資金の融通、技術開発等の知見を有する専門家による相談・助言等の支援 （会場借料、資料印刷費、通信費、消耗品費、専門家謝金、専門家旅費、事務局旅費、管理運営費（人件費）等） (キ) プロジェクト等支援経費（専門家謝金、専門家旅費、通信費、消耗品費、事務局旅費、管理運営費（人件費）等） ②新商品等開発・販路開拓費 （ア）新商品等企画・実証・開発費 （マーケティング費、試作品及びパッケージデザインの開発のための開発員手当、試作品材料・資材購入	2,000 千円以内	1/2 以内
--	---	--	-------------------	---------------

向けた取組等を行う。本取組については、9月を目途に開始が見込まれるものとする。 地域コンソーシアムにおいて組成された、新商品、新メニュー等（以下「新商品等」という。）の開発に必要な試作品及びパッケージデザインの開発、安全性を確保するための成分分析等を行う。なお、本取組は新商品等を消費者ニーズに合わせたより良いものの開発する観点から、3回を限度として行うことができるものとする。 また、開発された試作品の試食会及び試験販売を行い、消費者等の評価の集積を行うとともに、新商品等の販路を開拓するための展示会や商談会等への出展を行う。 ③地域型協調領域実証 地域の持続的な食料システムの確立に当たって地域コンソーシアムの食品等事業者とその他の関係者が協調して取り組むべき課題に対して、その解決に資する環境負荷低減又は資源の有効活用、流通の合理化、技術開発等の共同実証・研究を行う。	者であること。 地域コンソーシアムの構成員である食品等事業者とし、株式会社船井総合研究所が別に定める実施規程に掲げる要件を満たすこととする。また、本表第1の①の事業を実施する者とは別の者であること。	費、成分分析検査費、試作品の製造・新サービス実証に関する機器のレンタル・リース料等) (イ) 消費者評価会実施費（会場借料、資料印刷費、アンケート調査票印刷費、集計整理賃金等) (ウ) 販売促進展開費（出展料、出展旅費（1回の出展あたり2人までとし、2回分の出展費用を限度とする。）、商品紹介資料印刷費、展示品輸送費、インターネットを活用した試験販売費、消耗品費等) ③協調領域実証経費 協調領域実証の実施に係る経費 実証・研究員手当、調査員手当、謝金、原材料費、資材費、協調領域実証に関する機器のレンタル・リース料、検査・分析費、通信費、消耗品費等その他地域コンソーシアム関係者間で連携した共同実証・研究に要する経費	4,000 千円以内（②と併せて実施する場合も、合計4,000 千円以内とする。）	定額
--	---	---	--	-----------

別表 2

評価基準

評価項目及び配点基準		ポイント
【有効性】	(1) 地域の持続的な食料システム確立に向けた課題を的確に捉え、その課題を踏まえた事業目的となっているか。	
	ア 課題の捉え方が的確であり、目的が課題に適切に対応している。	5
	イ 課題を捉え、目的が概ね課題に対応している。	3
	ウ 課題を捉えているものの、目的と乖離が見られる。	1
	エ 現状の把握、課題の把握が行われていない。	不選定
	(2) 事業の目的が「新たなビジネスを継続的に創出する仕組みの構築」に資する取組となっており、目的に対応した事業計画となっているか。	
	ア 事業の目的が「新たなビジネスを継続的に創出する仕組みの構築」に十分に資するものとなっており、目的に対応した具体的な事業計画となっている。	5
	イ 事業の目的が「新たなビジネスを継続的に創出する仕組みの構築」に資するものとなっており、目的に対応した事業計画になっている。	3
	ウ 事業の目的が「新たなビジネスを継続的に創出する仕組みの構築」に資するものとなっているが、目的と事業計画に乖離が見られる。	1
	エ 事業の目的が「新たなビジネスを継続的に創出する仕組みの構築」に資するものとなっておらず、事業計画も不明確。	不選定
【実現性】	(3) 新たな食品ビジネス等の創出に資する地域コンソーシアムの形成を期待することができるか。	
	ア 地域コンソーシアムの形成方針が事業目的に対応しており、新たな食品ビジネス等の創出に向けた食品等事業者を中心とした地域内の多様な関係者の参画が十分である。	5
	イ 地域コンソーシアムの形成方針が明確であり、食品等事業者を中心とした地域内の多様な関係者の参画が十分見込まれる。	3
	ウ 地域コンソーシアムの形成方針があり、食品等事業者を中心とした地域内の多様な関係者の参画が見込まれる。	1
	エ 地域コンソーシアムの形成方針が不明確であり、食品等事業者を中心とした地域内の多様な関係者の参画が不十分となることが見込まれる。	不選定
	(4) 新たな食品ビジネス等の発展・拡大に向けて、支援機関が地域コンソーシアムに参画しているか。	
	ア 地域コンソーシアムにおいて、必要な支援機関との連携体制が構築されており、新しい食品ビジネスの発展・拡大への支援を十分に期待できる。	5
	イ 地域コンソーシアムにおいて、必要な支援機関との連携体制が構築されており、新しい食品ビジネスの発展・拡大への支援が期待できる。	3
	ウ 地域コンソーシアムに、支援機関が参画している。	1
	エ 地域コンソーシアムに、支援機関が参画していない。	不選定

【継続性】	(5) 単発的な活動ではなく、事業の継続性は見られるか。 ア 新たな食品ビジネス創出等の継続性が十分に期待できる。 イ 新たな食品ビジネス創出等の継続性が期待できる。 ウ 新たな食品ビジネス創出等の継続性が期待できない。	5 3 不選定
【費用対効果】	(6) 事業費が事業内容に見合ったものであり、その経費で達成される最大の効果を期待することができるか。 ア 事業費が事業内容に見合ったものであり、その経費で達成される最大の効果を期待することができる。 イ 事業費が事業内容に見合ったものであり、その経費で達成される効果を期待することができる。 ウ 事業費が過大である。	5 3 不選定
【独創性・先進性】	(7) 新たな食品ビジネス等が地域におけるビジネスモデルとなり得る取組として検討されているか。 ① ビジネスモデルの要素（誰に、どのような価値を、どのように提供し、なぜ利益に繋がるのか）を備えているか。 ア 全ての要素を備えている。 イ 一定程度の要素を備えている。 ウ 要素が確認できない。	5 3 不選定
	② 事業者の経営資源の組合せによるイノベーションの創発が期待できるか。 ア イノベーションの創発が十分に期待できる。 イ イノベーションの創発が期待できる。 ウ イノベーションの創発が期待できない。	5 3 不選定
	③ 消費者ニーズを食料の生産から加工、流通を経て消費に至る食料システムの各段階（以下「食料システムの各段階」という。）で共有し、商品やその原材料である農林水産物の品質向上等につなげる仕組みの構築が期待できるか。 ア 消費者ニーズを食料システムの各段階で共有し、商品やその原材料である農林水産物の品質向上等につなげる仕組みの構築が十分に期待できる。 イ 消費者ニーズを食料システムの各段階で共有し、商品やその原材料である農林水産物の品質向上等につなげる仕組みの構築が期待できる。 ウ 消費者ニーズを食料システムの各段階で共有し、商品やその原材料である農林水産物の品質向上等につなげる仕組みの構築が期待できない。	5 3 不選定

	④ 農林水産業と食品産業の連携強化に資する取組であるか。 ア 地域コンソーシアムに、新商品等の原材料となる農林水産物について、実需者に安定的に供給可能な農林漁業者等が参画しており、農林水産業と食品産業の連携強化が十分に期待できる。 イ 地域コンソーシアムに、新商品等の原材料となる農林水産物について、実需者に安定的に供給可能な農林漁業者等が参画しており、農林水産業と食品産業の連携強化が期待できる。 ウ 地域コンソーシアムに、新商品等の原材料となる農林水産物について、実需者に安定的に供給可能な農林漁業者等が参画している。 エ 地域コンソーシアムに、新商品等の原材料となる農林水産物について、実需者に安定的に供給可能な農林漁業者等が参画していない。	5 3 1 不選定
【関連性】	(8) 他の施策と連携している取組であるか。 「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト(https://www.biz-partnership.jp/index.html)において宣言を公表している事業者(令和5年1月末時点)が補助事業に取り組む計画であるか。	1

令和 6 年度地域の食品産業ビジネス創出プロジェクト支援事業実施計画書

番 号
年 月 日

株式会社船井総合研究所
代表取締役社長 殿

所 在 地
法人又は団体にあつては名称
代表者氏名

令和 6 年度地域の食品産業ビジネス創出プロジェクト支援事業に対する事業実施計画書を、関係書類を添えて提出します。

（注） 関係書類として、（別添）及び添付書類（第 9 の第 1 項第 2 号）に掲げる資料）を添付すること。

(別添)

都道府県名	
-------	--

1 事業の目的及び効果等

(1) 事業の目的

※新たな食品ビジネス等を継続的に創出する仕組みの構築及び地域の持続的な食料システム確立に向けた課題を踏まえた事業の目的を記載すること。

(2) 事業の効果

※事業の実施により、事業の目的の実現にどのような効果があるのか記載すること。

(3) 事業の実施方針

ア 事業実施年度の実施方針

※当該事業における取組（地域コンソーシアムの設置、情報発信、研修会の開催、課題検討会の開催、地域戦略マッチングの実施、相談体制の整備、新たな食品ビジネス等の支援、次年度の取組検討）及びスケジュールを記載すること。

イ 事業実施年度以降の実施方針

※1 事業実施年度以降の当該事業における取組（地域コンソーシアムの設置、情報発信、研修会の開催、課題検討会の開催、地域戦略マッチングの実施、相談体制の整備、新たな食品ビジネス等の支援等）及びスケジュールを記載すること。
※2 地域コンソーシアム参画事業者等の創出するビジネス（新商品、サービス等）の売上向上や売上目標達成等に向けた地域コンソーシアムの取組方針、また次年度以降の地域コンソーシアムの自発的な活動（自走）に向けた方針等を記載すること。

2 目標年度及び成果目標

(1) 成果目標の概要

※事業の内容に応じて設定した定量的な成果目標とその設定根拠を記載すること。

(2) 定量的な成果目標

定量的な成果目標	事業実施前年度 (年)	事業実施年度 (年)	第2年度 (年)
※成果目標は、本事業による成果が測定できる目			

標とすること（目標は複数設定可能）。	第3年度 （ 年）		

注：事業期間（3年）の最終年度を目標年度とし、目標年度までの間の定量的な数値目標を記載すること。

（3）成果と効果の検証方法

※成果目標の達成状況を確認できる指標を記載すること。
 ※指標の計測・確認方法を明らかにし、事業の実施前後を比較し、成果と効果を客観的に検証する方法を記載すること。

3 事業内容

（1）地域コンソーシアムの設置

ア 参画予定者

事業者名	業種、事業概要等	備考
※法人名等を記載する。	※食品等事業者を核として、農林業業者若しくは農林漁業者の組織する団体とともに、支援機関その他の業種の事業者や事業概要を簡素に記載する（一覧表の提出も可）。	※地域外の事業者等は都道府県名を記載する。
参画者数	者	

注1：参画予定者は、参画が確実な事業者や関係者を記載すること。

注2：参画予定者は、想定する新たな食品ビジネス等に係る事業者や関係者のみにならないよう留意すること。

イ 地域コンソーシアムの組織体制及び関係機関との連携体制

※地域コンソーシアムに参画する事業者の構成、都道府県の担当部署及び委託先を含む事務局体制、関係機関等の連携体制がわかる図を添付してください。
 ※取得した個人情報適切に取り扱う体制及び経理について複数の者による審査体制が構築されていることがわかる内容を記載してください（図による添付でも可）。

（2）研修会

ア 研修会の開催計画

	開催時期	開催場所	参加人数	開催内容	備考
--	------	------	------	------	----

地域の持続的な食料システム確立に向けた連携・協調の意義や地域コンソーシアムに参画した事業者の意識醸成等に資する講義					

注：研修会は、講義内容の基本的な事項は全国プラットフォームの事務局が提示のうえ、原則として講師を派遣して実施するものとする。

(3) 課題検討会

ア 課題検討会の設置内容

設置する課題検討会等	検討する課題	出席業種	出席人数	備考
①				
②				
③				
④				
⑤				

注1：課題検討会の設置は必須として、その運営について、全国プラットフォームの事務局と連携し、実施するものとする。

注2：検討するテーマを設定して、テーマごとに課題検討会を組成し、年に2回程度開催するものとする。

注3：次年度の地域の課題や取組の検討を必要に応じて実施できるものとし、実施する場合はその内容等を記載すること。

(4) 地域戦略マッチング

ア 地域戦略マッチングの開催計画

開催時期	開催場所	参加人数	開催内容	備考

注：課題検討会での検討結果を基にした新たな食品ビジネス等の基本構想を検討するとともに、新たな食品ビジネス等を担う事業者のマッチングを実施するものとする。

イ 想定する新しい食品ビジネス等の概要

想定する新たな食品ビジネスの概要

※新商品等開発・販路開拓事業に取り組む場合は、想定する新たな食品ビジネスの概要について記載すること。

【活用する農林水産物】

【新商品・新メニュー・新サービス等の内容】

※地域の持続的な食料システム確立に資する新商品・新メニュー、新サービス等の内容を記載する。

【新たな食品ビジネスの担い手像】

【想定される売上及び市場規模】

【新たな食品ビジネスが目指すもの】

※地域の持続的な食料システム確立に資する新たな食品ビジネスモデルとして以下の要素を記載すること。

- ① 新たな食品ビジネスの顧客は誰なのか
- ② なぜ、地域の持続的な食料システムの確立につながるのか。
- ③ どのようにして価値を提供するのか
- ④ なぜ利益に結び付くのか

想定する地域型協調領域実証の概要

※地域型協調領域実証に取り組む場合は、想定する地域型協調領域実証の概要について記載すること。

【実施する地域型協調領域実証の分野】

【地域型協調領域実証の内容】

【地域型協調領域実証を主として担う事業者のイメージ】

【想定される地域型協調領域実証の成果】

ウ 新たな食品ビジネスの創出等に向けた地域コンソーシアムの取組

※地域コンソーシアムの取組を通じて地域の特性、地域コンソーシアムに参画した事業者の経営資源、支援機関等の研究成果や技術、知見、役割等を踏まえて、新たな食品ビジネスの創出等に向けた都道府県（地域コンソーシアム含む）の取組や体制の構築について記載すること。

地域型協調領域実証に取り組む場合は、その取組についても記載すること。

【イノベーションの創発】

【消費者ニーズを食料システムの各段階で共有し、商品やその原材料である農林水産物の品質向上等につなげる仕組みの構築】

(5) 相談体制の整備

ア 相談体制の整備

相談体制の内容	支援機関	支援機関の専門家	備考
資金融通相談 新技術導入相談 販路拡大相談 等	●●銀行 ●●研究所 ●●商工会 ●●産業支援機構 等	資金融通 ●●技術専門家 ●●アドバイザー 等	

イ 相談会開催計画

開催時期	開催場所	参加人数	開催内容	備考

(6) 新たな食品ビジネス等の支援方針

※新商品等の開発・販路開拓経費の補助、地域型協調領域実証経費の補助、クラウドファンディングの活用、関係機関による支援体制構築の方針を記載すること。

注：地域コンソーシアムにおいて、地域型協調領域実証に取り組む場合は、その取組も記載すること。

(7) 地域コンソーシアムの継続性

※新たな食品ビジネスの創出等、ノウハウの蓄積方法、事業実施年度の次年度以降のコンソーシアムの継続に向けた取組を記載すること。

注：地域コンソーシアムにおいて地域型協調領域実証に取り組む場合は、その取組も記載すること。

(8) 行政施策との関連性等

該当する項目にチェックすること。

- ア 「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト(<https://www.biz-partnership.jp/index.html>)において宣言を公表している事業者（令和5年1月末時点）が間接補助事業に取り組む計画であるか。

☐ 該当する

(9) 事業費積算書

ア 経費の効率性

※最小の経費で事業を効率的に実施するための工夫を記載すること。

イ 補助金総額（単位：円）

区分	補助事業に要する経費	補助対象経費	交付申請額	備考
プラットフォームの運営				
合計				
〈参考〉 新商品開発・販路開拓 地域型協調領域実証				

※積算内訳に関しては、「様式1-1(別添)別紙積算内訳書」に事業の実施内容と積算の関係が明確になるよう具体的に記載し、提出をすること。

注1：事業の一部を委託して行わせる場合、委託費の総額は、全体の事業費の1/2までを上限とすること。また、次に掲げる事項を備考欄に明記すること。

①委託先が決定している場合は委託先名

②委託する事業の内容及びそれに要する経費

注2：補助事業に要する経費は、消費税仕入控除税額を減額した金額とする。ただし、消費税非課税団体が申請を行う場合には、含税額を申請額とすることができる。その際、非課税であることが確認できる資料を添付すること。

(10) 添付書類

(8)のアの項目において「該当する」にチェックをした場合は、以下の資料を添付すること。

ア 「パートナーシップ構築宣言」を作成・公表している事業者が間接補助事業に取り組む計画であることが確認できる資料

- (11) 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）に基づく基本方針において示された、農林漁業に由来する環境負荷低減に向けた取組について、別紙環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシートを提出すること。なお、「関係法令」とは、以下に掲げるもののうち該当するものをいう。

- ・ エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）
- ・ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- ・ 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）

<参考サイト>

みどりの食料システム法

<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/houritsu.html>

環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート解説書（業種別）

<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/kurokon.html>

別紙 環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート

事業者名：
担当部署・担当者：

	申請時 (します)	1 エネルギーの節減	報告時 (しました)
(1)	☐	オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	☐
(2)	☐	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしない（照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等）ように努める	☐
(3)	☐	環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討	☐

	申請時 (します)	2 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
(4)	☐	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	☐
(5)	☐	資源の再利用を検討	☐

	申請時 (します)	3 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
(6)	☐	みどりの食料システム戦略の理解	☐
(7)	☐	関係法令の遵守	☐
(8)	☐	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める	☐

(注1) 第9の規定による事業実施計画の提出に当たっては、該当する項目の「申請時（します）」欄の「□」にチェックすること。

<報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて>

- ・ 本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
- ・ 記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について、確認しました→☐

団体の概要

- 1 団体の名称
- 2 主たる事務所の所在地
- 3 代表者の役職名及び氏名
- 4 設立年月日
- 5 事業年度（ 月～ 月）
- 6 構成員の概要

名称	所在地	代表者氏名	概要	備考
			※事業概要、従業員数、資本金、売上高等について記載	

- 7 設立目的
- 8 事業の内容
- 9 特記すべき事項
- 10 添付書類
 - (1) 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約（又はこれに準ずるもの）及び総会等で承認されている直近の事業計画及び収支予算等
 - (2) 新たに設立された団体にあつては、設立に関する関係者の協議・調整等を示す書類（設立総会資料、設立総会議事録等）
 - (3) その他参考資料

令和6年度「地域の食品産業ビジネス創出プロジェクト支援事業」様式15別紙 積算内訳書

事業書名
入力の注意点
【基本事項】
● 「事業書」の欄に、事業書名を記載してください。
● 「課税・非課税事業者」から該当するものを選択して下さい。不明な場合は「課税」を選択してください。
● 補助率は自動反映で計算されます。
【記入について】
● 補助事業に係る経費の全てを記載してください。
● 該当する対象経費ごと・費目ごとに、支払月の早いものから順番に記載してください。
(例)謝金6月・7月・・・、印刷費6月・7月・・・
● 一つの宛先で支払が複数回に跨る場合は、支出内容に詳細を記載し、支払月は「最初の支払月」を選択して下さい。
(例)支出内容：〇〇機器リースのための借料(9～11月) 支払月：9月
● 「税区分」は対象費目が、「課税」「非課税」「軽減(税率)」のいずれに該当するか確認の上、選択して下さい。税額が明らかでない場合には「課税」を選択してください。
● 「単価」欄には税込価格を記載して下さい。
● 「数量」には、「単価×個数1」あるいは「単価×個数1×個数2」の形で入力ください。
(例)謝金：25,000円×2人×3回
● 委託を行う場合、委託先が決定している場合には「委託先」に記載してください。未定の場合は空欄で構いません。
● 行の追加は以下の手順で行ってください。
※追加したい箇所の行番号（表内のNoでなく、左端のグレー部分）をクリックして「コピー」→右クリックで「コピーしたセルの挿入」で計算式が反映された「行」が追加されます。
● 経費内容に及び、適切な費目を選択してください。費目の区分については、別シート「費目区分について」を参照してください。

課税・非課税事業者	課税
①地域コンソーシアムの運営	
補助事業に要する経費(税込額)	0円
補助事業に要する経費(税抜①)	0円
補助事業に要する経費(非課税)	0円
補助事業に要する経費(軽減・税抜②)	0円
税抜額合計	0円
②新商品開発・販路開拓	
補助事業に要する経費(税込額)	#REF!円
補助事業に要する経費(税抜額)	#REF!円
補助事業に要する経費(非課税)	#REF!円
補助事業に要する経費(軽減・税抜)	#REF!円
税抜額合計	#REF!円
③地域型協調領域実証	
補助事業に要する経費(税込額)	#REF!円
補助事業に要する経費(税抜)	#REF!円
補助事業に要する経費(非課税)	#REF!円
補助事業に要する経費(軽減・税抜)	#REF!円
税抜額合計	#REF!円
補助事業に要する経費(税抜額・非課税事業者の場合は税込額)	#REF!円
消費税仕入控除税額	#REF!円
補助対象経費(①地域コンソーシアムの運営)	0円
補助対象経費(②新商品開発・販路開拓)	#REF!円
補助対象経費(③地域型協調領域実証)	#REF!円
補助対象経費合計	#REF!円
交付申請額	#REF!円

費目	合計(税込)
謝金	0円
旅費	0円
人件費	0円
通信運搬費	0円
備品料	0円
情報発信費	0円
印刷費	0円
企画開発・実証費	0円
出張料	0円
出張旅費	0円
消耗品費	0円
その他諸経費	0円

積算内訳 ①地域コンソーシアムの運営 補助率：10/10														
No	対象経費	費目	委託先 (決定している 場合)	支出内容	支払月	税区分	単価(税込)	数量 個数	数量 単位	数量 個数	数量 単位	金額(税込)	税区分「課税」の 税抜金額①	税区分「軽減」の 税抜金額②
1								円	x		x	=	0円	0円
2								円	x		x	=	0円	0円
3								円	x		x	=	0円	0円
4								円	x		x	=	0円	0円
5								円	x		x	=	0円	0円
6								円	x		x	=	0円	0円
7								円	x		x	=	0円	0円
8								円	x		x	=	0円	0円
9								円	x		x	=	0円	0円
10								円	x		x	=	0円	0円
11								円	x		x	=	0円	0円
12								円	x		x	=	0円	0円
13								円	x		x	=	0円	0円
14								円	x		x	=	0円	0円
15								円	x		x	=	0円	0円
16								円	x		x	=	0円	0円
17								円	x		x	=	0円	0円
18								円	x		x	=	0円	0円
19								円	x		x	=	0円	0円
20								円	x		x	=	0円	0円
21								円	x		x	=	0円	0円
22								円	x		x	=	0円	0円
23								円	x		x	=	0円	0円
24								円	x		x	=	0円	0円
25								円	x		x	=	0円	0円
26								円	x		x	=	0円	0円
27								円	x		x	=	0円	0円
28								円	x		x	=	0円	0円
29								円	x		x	=	0円	0円
30								円	x		x	=	0円	0円
31								円	x		x	=	0円	0円
32								円	x		x	=	0円	0円
33								円	x		x	=	0円	0円
34								円	x		x	=	0円	0円
35								円	x		x	=	0円	0円
36								円	x		x	=	0円	0円
37								円	x		x	=	0円	0円
38								円	x		x	=	0円	0円
39								円	x		x	=	0円	0円
40								円	x		x	=	0円	0円
41								円	x		x	=	0円	0円
42								円	x		x	=	0円	0円
43								円	x		x	=	0円	0円
44								円	x		x	=	0円	0円
45								円	x		x	=	0円	0円
46								円	x		x	=	0円	0円
47								円	x		x	=	0円	0円
48								円	x		x	=	0円	0円
49								円	x		x	=	0円	0円
50								円	x		x	=	0円	0円

(様式1-1 (別添)別紙)

令和6年度「地域の食品産業ビジネス創出プロジェクト支援事業」様式15別紙 積算内訳書

事業名	株式会社 ●●	事業者名を記入	課税・非課税事業者	課税	消費税課税・非課税を選択 ※非課税の場合は非課税団体であることの証明資料を提出
-----	---------	---------	-----------	----	--

入力の手順

【基本事項】

- 「事業者」の欄に、事業者名を記載してください。
- 「課税・非課税事業者」から該当するものを選択して下さい。不明な場合は「課税」を選択してください。
- 補助率は自動反映で計算されます。

【記入について】

- 補助事業に係る経費の全てを記載してください。
- 該当する対象経費ごと・費目ごとに、支払月の早いものから順書に記載してください。
(例)謝金6月・7月・・・印刷費6月・7月・・・
- 一つの発注で支払が複数月に跨る場合は、支出内容に詳細を記載し、支払月は「最初の支払月」を選択して下さい。
(例)支出内容：○○機器リースのための借損料(9～11月) 支払月：9月
- 「税区分」は対象費目が、「課税」「非課税」「軽減(税率)」のいずれに該当するか確認の上、選択して下さい。税額が明らかな場合には「課税」を選択して下さい。
- 「単価」欄には税込単価を記載して下さい。
- 「数量」には「単価×個数1」あるいは「単価×個数1×個数2」の形で入力ください。
(例)謝金：25,000円×2人×3回
- 委託を行う場合、委託先が決定している場合には「委託先」に記載してください。未定の場合は空欄で構いません。
- 行の追加は以下の手順で行ってください。
※追加したい箇所の行番号(表内のNoでなく、左端のグレー部分)をクリックして「コピー」→右クリック「コピーしたセルの挿入」で計算式が反映された「行」が追加されます。
- 経費内容に応じ、適切な費目を選択してください。費目の区分については、別シート「費目区分について」を参照してください。

①地域コンソーシアムの運営	
補助事業に要する経費(税込額)	1,069,000 円
補助事業に要する経費(税抜①)	844,540 円
補助事業に要する経費(非課税)	140,000 円
補助事業に要する経費(軽減・税抜②)	0 円
税抜額合計	984,540 円

②新商品開発・販路開拓	
補助事業に要する経費(税込額)	#REF! 円
補助事業に要する経費(税抜額)	#REF! 円
補助事業に要する経費(非課税)	#REF! 円
補助事業に要する経費(軽減・税抜)	#REF! 円
税抜額合計	#REF! 円

③地域型協調領域実証	
補助事業に要する経費(税込額)	#REF! 円
補助事業に要する経費(税抜)	#REF! 円
補助事業に要する経費(非課税)	#REF! 円
補助事業に要する経費(軽減・税抜)	#REF! 円
税抜額合計	#REF! 円

補助事業に要する経費(税抜額・非課税事業者の場合は税込額)	#REF! 円
消費税仕入控除税額	#REF! 円
補助対象経費(①地域コンソーシアムの運営)	984,540 円
補助対象経費(②新商品開発・販路開拓)	#REF! 円
補助対象経費(③地域型協調領域実証)	#REF! 円
補助対象経費合計	#REF! 円
交付申請額	#REF! 円

費目	合計(税込)
謝金	30,000 円
旅費	35,200 円
人件費	140,000 円
通信運搬費	16,800 円
借損料	164,000 円
情報発信費	640,000 円
印刷費	40,000 円
企画開発・実証費	0 円
出張料	0 円
出張旅費	0 円
消耗品費	3,000 円
その他経費	0 円

対象経費・費目はプルダウンリストから選んでください。

支出内容は分かる範囲でいのでなるべく詳細を記入してください。

金額(税込)・税抜
金額①②は自動計算されます。

積算内訳 (①地域コンソーシアムの運営) 補助率: 10/10

No	対象経費	費目	委託先 (決定している場合)	支出内容	支払月	税区分	単価(税込)	数量 個数	単位	数量 個数	単位	金額(税込)	税区分「課税」の 税抜金額①	税区分「軽減」の 税抜金額②
1	プラットフォームの設置費	借損料		意見交換会 会場借料	6	課税	10,000 円	x	2 回	x	x	20,000 円	18,181 円	0 円
2		人件費		管理運営費 ○○○○ (5月分)	6	非課税	3,500 円	x	1 人	x	10 時間	35,000 円	0 円	0 円
3		人件費		管理運営費 ○○○○ (6月分)	7	非課税	3,500 円	x	1 人	x	30 時間	105,000 円	0 円	0 円
4		旅費		車庫移動 ○○→○○	7	課税	20 円	x	50 km	x	2 回	2,000 円	1,818 円	0 円
5		借損料		生産者への説明会 会場借料	6	課税	12,000 円	x	2 回	x	x	24,000 円	21,818 円	0 円
6		情報発信費	(株) △△△	ホームページ作成・維持管理費	8	課税	640,000 円	x	1 回	x	x	640,000 円	581,818 円	0 円
7	研修会の開催経費	旅費		○○→○○ (車庫移動)	7	課税	20 円	x	50 km	x	2 回	2,000 円	1,818 円	0 円
8		印刷費		研修会資料印刷	7	課税	200 円	x	200 部	x	x	40,000 円	36,363 円	0 円
9		通信運搬費		研修会開催室への送付	7	課税	84 円	x	200 部	x	x	16,800 円	15,272 円	0 円
10		消耗品費		研修会で使用する筆記具	7	課税	100 円	x	30 個	x	x	3,000 円	2,727 円	0 円
11	戦略会議の開催経費	謝金		○○のための専門家謝金	7	課税	30,000 円	x	1 人	x	x	30,000 円	27,272 円	0 円
12		旅費		専門家旅費 ○○→○○ (OR片道料金)	7	課税	15,600 円	x	2 回	x	x	31,200 円	28,363 円	0 円
13	新商品開発等支援経費	借損料		○○製造のための○○機器のレンタル (8月～12月)	8	課税	20,000 円	x	6 月	x	x	120,000 円	109,090 円	0 円
14							円	x	x		x	0 円	0 円	0 円
15							円	x	x		x	0 円	0 円	0 円
16							円	x	x		x	0 円	0 円	0 円
17							円	x	x		x	0 円	0 円	0 円
18							円	x	x		x	0 円	0 円	0 円
19							円	x	x		x	0 円	0 円	0 円
20							円	x	x		x	0 円	0 円	0 円
21							円	x	x		x	0 円	0 円	0 円
22							円	x	x		x	0 円	0 円	0 円
23							円	x	x		x	0 円	0 円	0 円
24							円	x	x		x	0 円	0 円	0 円
25							円	x	x		x	0 円	0 円	0 円
26							円	x	x		x	0 円	0 円	0 円
27							円	x	x		x	0 円	0 円	0 円
28							円	x	x		x	0 円	0 円	0 円
29							円	x	x		x	0 円	0 円	0 円
30							円	x	x		x	0 円	0 円	0 円
31							円	x	x		x	0 円	0 円	0 円
32							円	x	x		x	0 円	0 円	0 円
33							円	x	x		x	0 円	0 円	0 円
34							円	x	x		x	0 円	0 円	0 円
35							円	x	x		x	0 円	0 円	0 円
36							円	x	x		x	0 円	0 円	0 円
37							円	x	x		x	0 円	0 円	0 円
38							円	x	x		x	0 円	0 円	0 円
39							円	x	x		x	0 円	0 円	0 円
40							円	x	x		x	0 円	0 円	0 円
41							円	x	x		x	0 円	0 円	0 円
42							円	x	x		x	0 円	0 円	0 円
43							円	x	x		x	0 円	0 円	0 円
44							円	x	x		x	0 円	0 円	0 円
45							円	x	x		x	0 円	0 円	0 円
46							円	x	x		x	0 円	0 円	0 円
47							円	x	x		x	0 円	0 円	0 円
48							円	x	x		x	0 円	0 円	0 円
49							円	x	x		x	0 円	0 円	0 円
50							円	x	x		x	0 円	0 円	0 円

経費内容に応じて適切な費目に分類します。
本事業について補助対象経費の計上に用いる費目は、以下の通りです。

費目	内容	備考
① 謝金	講師、専門家、有識者等に対する謝金	
② 旅費	・事務局員が事業遂行のために行った出張などの経費 ・謝金対象者が対象業務を遂行した際に支払われる旅費	
③ 人件費	事業に要する事務局員や補助員（アルバイト等）の人件費	「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」に基づき、前年（令和6年1月～12月）の支給実績を根拠とし、人件費単価を算定する。
④ 通信運搬費	事業に必要な通信料及び郵送費、機器・機材の運搬費	電話回線やインターネット回線の契約・工事費は対象外。
⑤ 借損料	事業に必要な機器・設備などのリース・レンタル料。研修会などの会場借料	家賃は対象外。
⑥ 情報発信費	ホームページの作成・運営費など、情報発信のための費用	
⑦ 印刷費	事業に必要な資料やパンフレット、セールスツール等の製作に必要なデータ製作費	
⑧ 企画開発・実証費	新商品開発に関わる以下の経費 調査・マーケティング等に必要な経費、試作品の材料・資材購入に必要な経費、設計やパッケージデザイン等に必要な経費、成分分析検査に必要な経費	マーケティングを行う場合は既にあるマスをデータを活用して分析等を実施のこと。自身で収集したデータを使用した場合は対象外。
⑨ 出展料	展示会・イベント等の出展料	
⑩ 出展旅費	新商品開発等事業実施者が展示会・イベントに参加した際の旅費（1回の出展あたり2人まで、参加は2回までに係る費用を限度とする）	事務局員・専門家・取引先などは対象外。
⑪ 消耗品費	事業に必要な消耗品の購入費	単価10万円未満かつ本事業内の取組に限り使用するもの。
⑫ その他諸経費	事業に必要な経費で上記にあてはまらないものに適用	保険料、コピー代など 摘要となるかは要事務局へ相談。